

ふくしま産業復興投資促進特区に関する実施状況報告書を提出する際の留意事項
【法人税等の特別控除（法第38条）】

1 添付書類について

- ① 前年度の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 報告書提出期限までに上記書類の提出が困難な場合は、決算報告書（提出時点で提出可能な同等の書類）等をご提出ください。
 - ・ 監査等終了後、上記書類の提出が可能になった時点で、上記書類を必ずご提出ください。
- ② 課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額
 - ・ 被災者である雇用者の名簿を作成し、給与等支給額の一覧表を添付してください。
- ③ 雇用者が東日本大震災の被災者であることを証明する書類
 - ・ H23.3.11 において特定被災区域に雇用されていた場合
 - 雇用契約書、源泉徴収票又は労働者名簿等で、当時雇用関係があったことがわかる書類の写し
 - ・ H23.3.11 において特定被災区域内に居住していた場合
 - 住民票あるいは戸籍の附票等で当時居住していたことのわかる書類等の写し

[例]②と③を網羅するために次のようなリストを作成することも可能です。

氏名	住所	生年月日	給与支給額	就職年月日	離職年月日
A					
B				H23.3.12	

※Bについては、住民票あるいは戸籍の附票等の添付が必要となります。

2 変更届の提出について

- ・ 指定申請の際にご提出いただきました書類のうち次の事項に変更が生じる場合は、変更の届出が必要となります。実施状況報告書を提出する前に変更届の提出をお願いします。

[変更届を要する事項]

○別記様式第3の4 指定申請書

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所または法人の本店若しくは主たる事務所の所在地

○別記様式第3の4（別紙） 指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間

- ・ 指定事業者事業実施計画書について変更が生じる場合は、変更箇所が分かるように同計画書を作成し、提出をお願いします。

（裏面も併せてご確認ください。）

3 変更の届出を受理した後の通知について

- ① 変更届を受理した後、変更内容について法令等との適合性を確認したうえで、下記事項にあたる場合には、指定書を交付いたします。
- ② 上記①以外の変更届については、当該変更届の受理をもって承認することといたします。

【指定書を交付する場合】

- 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名の変更
- 実施する復興推進事業の内容の変更
- 指定の有効期間の変更

4 公表について

- 次の事項の変更内容については、公表いたします。

【公表する事項】

- 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名の変更
- 個人事業者の住所または法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の変更
- 実施する復興推進事業の内容の変更
- 指定の有効期間の変更